

○農林水産省令第二十四号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行に伴い、並びに農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項各号並びに第十四条の四第一項及び第三項第二号、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第三条第一項第十三号及び第十四号の二、第四条第二項第三号、第五条第二項第三号、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十八条第三項の規定により読み替えて適用する農地法第六条第一項及び第七条第五項、同法第三十条第一項、第三十二条第一項、第三項第三号及び第四号並びに第六項、第三十三条第一項及び第三項、第三十七条、第三十八条第二項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）、第四十条第一項、第四十三条第一項及び第三項、第四十四条第四項、第四十六条第一項、第五十二条の二第一項第四号及び第四項並びに第五十二条の三第一項並びに農地法施行令（昭和二十七年政令第四百四十五号）第三条の規定に基づき、並びに農業経営基盤強化促進法及び農地法を実施するため、農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

農林水産大臣 林 芳正

農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する等の省令

(農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正)

第一条 農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和五十五年農林水産省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条を次のように改める。

(青年の年齢)

第一条 農業経営基盤強化促進法(以下「法」という。)第四条第二項第一号の農林水産省令で定める範囲の年齢は、原則として十八歳以上四十五歳未満とする。

第一条の三を第一条の五とする。

第一条の二の前の見出しを削り、同条を第一条の四とし、同条の前に見出しとして「(農地利用集積円滑化事業を行う者の要件)」を付する。

第一条の次に次の二条を加える。

(効率的かつ安定的な農業経営を営む者となるために活用できる知識及び技能を有する者)

第一条の二 法第四条第二項第二号の農林水産省令で定める者は、年齢が六十五歳未満であつて、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 商工業その他の事業の経営管理に三年以上従事した者

二 商工業その他の事業の経営管理に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者

三 農業又は農業に関連する事業に三年以上従事した者

四 農業に関する研究又は指導、教育その他の役務の提供の事業に三年以上従事した者

五 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者

(法人の要件)

第一条の三 法第四条第二項第三号の農林水産省令で定める要件は、当該法人の役員である同項第一号又は第二号に掲げる者のうち当該法人が営む農業に従事すると認められるものが、当該法人の役員の過半数を占めることとする。

第三条中「第六条第二項第四号へ」を「第六条第二項第五号ホ」に改め、同条第一号中「第六条第二項第四号イ(2)」を「第六条第二項第五号イ(2)」に改め、同条第三号中「第四条第四項第五号」を「第四条第四項第四号」に、「第六条第二項第四号ニ及びホ」を「第六条第二項第五号ハ及びニ」に改める。

第八条の見出し中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同条中「第七条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第一号中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改める。

第九条の見出し中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同条中「第七条第二項」を「第八条第二項」に改め、同条第一号中「農地売買等事業の実施に」を「法第七条第一号に掲げる事業の実施に」に改め、同号イ中「及び借受け」を削り、同号ニ中「農地売買等事業」を「法第七条第一号に掲げる事業」に改め、同条第二号中「第四条第二項第二号に掲げる事業の実施に」を「第七条第二号に掲げる事業の実施に」に改め、同号ニ中「てん補」を「填補」に改め、同号ト中「第四条第二項第二号」を「第七条第二号」に改め、同条第二号の二を削り、同条第三号中「第四条第二項第三号に掲げる事業の実施に」を「第七条第三号に掲げる事業の実施に」に改め、同号ロ中「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同号ハ中「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に改め、同条第四号中「研修等事業の

内容及び当該研修等事業」を「法第七条第四号に掲げる事業の内容及び当該事業」に改め、同条第六号中「農地保有合理化事業」を「法第七条各号に掲げる事業」に改める。

第十条の見出し中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同条中「第七条第三項第三号」を「第八条第三項第三号」に改め、同条第一号中「農地保有合理化事業」を「法第七条各号に掲げる事業」に改め、同条第二号中「第四条第二項第一号」を「第七条第一号」に改め、同号ハ中「たい肥舎」を「堆肥舎」に改め、同条第三号中「第四条第二項第一号」を「第七条第一号」に改める。

第十一条の見出し中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同条中「第七条第四項」を「第八条第四項」に改める。

第十二条の見出し中「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に改め、同条中「第八条第一項」を「第九条第一項」に改める。

第十二条の二の見出し中「農地保有合理化支援法人」を「支援法人」に改める。

第十二条の三中「農地保有合理化支援法人（以下「支援法人」という。）」を「支援法人」に改める。

第十二条の十中「第十一条の九第一項」を「第十一条の十一第一項」に改める。

第十二条の十一中「第十一条の九第二項」を「第十一条の十一第二項」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 農地売買等事業の実施に関する次に掲げる事項（法第四条第三項第一号に掲げる法人に限る。次号において同じ。）

イ 農用地等の買入れ及び借受けに関する事項

ロ 農用地等の売渡し及び貸付けに関する事項

ハ 農用地等の管理に関する事項

ニ その他農地売買等事業の実施方法に関する事項

第十二条の十一第五号を同条第六号とし、同条第四号中「農地保有合理化法人、」を削り、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 法第四条第三項第一号ハに掲げる事業の内容及び当該事業の実施に関する事項

第十二条の十二中「第十一条の九第三項第四号」を「第十一条の十一第三項第四号」に改め、同条第五号中「農地保有合理化法人、」を削る。

第十二条の十三中「第十一条の九第五項」を「第十一条の十一第五項」に改める。

第十二条の十四中「第十一条の十第一項」を「第十一条の十二第一項」に改める。

第十二条の十五中「第十一条の十一第一項」を「第十一条の十三第一項」に改める。

第十二条の十六中「第十一条の十一第四項」を「第十一条の十三第四項」に改める。

第十四条第一項第二号中「第十二条の二第二項」を「第十三条第二項」に改める。

第十五条中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条の次に次の四条を加える。

（法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間）

第十五条の二 法第十四条の四第一項の農林水産省令で定める期間は、五年とする。

（青年等就農計画の認定申請手続）

第十五条の三 法第十四条の四第一項の青年等就農計画は、農林水産大臣の定める様式により作成するものとする。

（青年等就農計画の認定基準）

第十五条の四 法第十四条の四第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。

二 法第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、法第十四条の四第二項第四号に掲げる事項が同項第二号の目標を達成するために適切なものであること。

（青年等就農計画の認定の有効期間）

第十五条の五 法第十四条の四第一項又は第十四条の五第一項の認定の有効期間は、法第十四条の四第一項の認定をした日から起算して五年とする。ただし、同項に規定する既に農業経営を開始した青年等にあつては、同項の認定をした日から、農業経営を開始した日から起算して五年を経過した日までとする。

第十六条中「第六条第二項第四号イ(1)」を「第六条第二項第五号イ(1)」に改める。

第十八条中「第三条第五号」を「第六条第五号」に、「第四号又は第五号」を「第三号又は第四号」に、「場合で」を「場合であつて、」に、「第六号又は第七号」を「第五号又は第六号」に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第一条の二第二号」を「第一条の四第二号」に改め、同号を同条第二号とし、同条中第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十条の三中「第五条第二号」を「第八条第二号」に改める。

第二十條の四中「第五條第三号」を「第八條第三号」に改める。

第二十一條の二中「第六條ただし書」を「第九條ただし書」に改める。

第二十三條第一項第五号イ中「第十二條の二第二項」を「第十三條第二項」に改め、同條第六号ロ中「第五條第二号」を「第八條第二号」に改める。

第二十五條の二中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第二十六條中「第三十三條第二項」を「第二十九條第二項」に改める。

（農地法施行規則の一部改正）

第二條 農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第十一條の次に次の一條を加える。

（特例農業法人に係る農地又は採草放牧地の権利移動についての許可申請等）

第十一條の二 特例農業法人（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十八條第一項に規定する特例農業法人をいう。以下この條において同じ。）が法第三條第一項本文に掲げる権利を取得しよ  
うとする場合についての前二條の規定の適用については、第十條第二項第三号から第六号まで及び前條

第一項第六号中「農業生産法人」とあるのは「特例農業法人」と、同号チ中「農業及び農作業」とあるのは「農業、農作業及び国家戦略特別区域法第十八条第一項第三号に規定する事業」とする。

第十二条の見出しを「（農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の届出）」に改め、同条第一項中「農地保有合理化法人」を「農地利用集積円滑化団体」に、「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。」又は農地利用集積円滑化団体（同法第十一条の十二）を「第十一条の十四」に、「以下同じ。」は「を」以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）は「に改め、同条第二項中」（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）を削る。

第十三条第二項各号列記以外の部分中「農地保有合理化法人又は」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「又は農地中間管理機構」を加え、「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「第十一条の九第一項」を「第十一条の十一第一項」に、「第十一条の十第一項」を「第十一条の十二第一項」に、「第十一条の十一第一項」を「第十一条の十三第一項」に改め、同項

第二号中「第七条第一項」を「第八条第一項」に、「第八条第一項」を「第九条第一項」に、「農地保有合理化事業規程」を「事業規程」に、「第十一条の九第一項の」を「第十一条の十一第一項若しくは第十条の十二第一項の」に、「第十一条の十一第一項」を「第十一条の十三第一項若しくは第五項」に、「第十一条の九第一項に」を「第十一条の十一第一項に」に改める。

第十四条の見出しを「（農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構の届出の受理）」に改め、同条第一項中「農地保有合理化法人、」を削る。

第四十七条第五号ハ中「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構（農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業を行う者に限る。第五十七条第五号ハにおいて同じ。）」に改める。

第五十七条第五号ハ中「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改める。

第五十九条第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 その法人が国家戦略特別区域法第十八条第三項の規定により農業生産法人とみなされた者である

場合には、その法人の理事等のその法人の行う同条第一項第三号に規定する事業への従事状況

第六十一条中「のすべて」を「（当該届出を行おうとする者が国家戦略特別区域法第十八条第三項の規

定により農業生産法人とみなされた者である場合には、当該要件又は同条第一項各号に掲げる要件）の全  
て」に改める。

第六十六条第一項中「第六号」を「第五号」に改める。

第七十二条を次のように改める。

（利用状況調査）

第七十二条 法第三十条第一項の規定による利用状況調査は、当該調査の対象となる農地が法第三十二条  
第一項各号のいずれかに該当するかどうかについて行うものとする。

第七十四条から第八十条までを次のように改める。

（利用意向調査）

第七十四条 法第三十二条第一項の規定による利用意向調査は、別記様式により行うものとする。

（所有者等を確認することができない場合における所有者等からの申出手続）

第七十五条 法第三十二条第三項第三号の規定による申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出し  
てしなければならない。

一 当該申出を行う者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

二 当該申出に係る農地の所在、地番、地目及び面積

（所有者等を確知することができない場合の公示事項）

第七十六条 法第三十二条第三項第四号の農林水産省令で定める事項は、同項の規定による公示の日から起算して六月以内に同項第三号の規定による申出がないときは、当該公示に係る農地について、法第四十三条第二項の規定により読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定により都道府県知事が利用権を設定すべき旨の裁定をすることがある旨とする。

（利用意向調査の対象とならない農地）

第七十七条 法第三十二条第六項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 法第三十五条第二項ただし書の規定による通知に係るもの

二 農地中間管理事業の推進に関する法律第二十條の規定により農地中間管理権に係る賃貸借又は使用

貸借の解除がされたもの

三 土地収用法その他の法律により収用され、又は使用されることとなるもの  
(耕作の事業に従事する者が不在となる農地)

第七十八条 法第三十三条第一項の農林水産省令で定める農地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 次に掲げる農地であつて、当該農地について耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるもの

イ その農地の所有者等(法第三十二条第一項に規定する所有者等をいう。以下同じ。)で耕作の事業に従事するものが死亡したもの

ロ その農地の所有者等で耕作の事業に従事するものが遠隔地に転居したもの

二 法第三十九条第一項の規定による裁定により設定された農地中間管理権の残存期間が一年以上であるもの

三 法第四十三条第二項の規定により読み替えて準用する法第三十九条第一項の規定による裁定により

設定された利用権の残存期間が一年以下であるもの

第七十九条 法第三十三条第三項の農林水産省令で定める農地は、第七十七条各号のいずれかに該当するものとする。

## 第八十条 削除

第八十一条の見出し中「特定利用権」を「農地中間管理権」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「遊休農地」を「農地」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「遊休農地」を「農地」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号中「遊休農地」を「農地」に改め、「及び見通し」を削り、同号を同条第三号とし、同条第五号中「遊休農地」を「農地」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号中「特定利用権」を「農地中間管理権」に改め、同号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第八十三条中「第三十八条第二項」の下に「（法第四十三条第二項の規定により準用する場合を含む。）」を、「掲げる事項」の下に「（法第四十三条第二項の規定により法第三十八条第二項の規定を準用する場合にあつては、第五号に掲げる事項を除く。）」を加え、同条第三号及び同条第四号中「遊休農地」を「農地」に改め、同条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 意見書を提出する者が当該農地について農地中間管理機構との協議が調わず、又は協議を行うことができない理由

第八十四条の見出し中「特定利用権」を「農地中間管理権」に改め、同条第一項中「第八十一条第一号に掲げる事項及び」を削り、同条第二項中「及び第二号」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第八十五条の見出し中「遊休農地を利用する権利」を「利用権」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「遊休農地」を「農地」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号中「遊休農地」を「農地」に改め、「及び見通し」を削り、同号を同条第二号とし、同条第四号中「遊休農地」を「農地」に改め、同号を同条第三号とし、同条第五号中「遊休農地を利用する権利」を「利用権」に改め、同号を同条第四号とし、同条第六号を同条第五号とする。

第八十六条の見出し中「遊休農地を利用する権利」を「利用権」に改め、同条第一項中「前条第一号に掲げる事項及び」を削り、同条第二項中「、前条第一号に掲げる事項」を削り、「遊休農地」を「農地」に改める。

第八十八条中「遊休農地」を「農地」に改める。

第九十一条第二号を削り、同条第三号中「農地売買等事業」の下に「（農業経営基盤強化促進法第四条第三項第一号ロに規定する農地売買等事業をいう。）」を加え、同号を同条第二号とし、同条第四号を同条第三号とする。

第九十五条第二号中「及び」を「に掲げる者及び同条」に改め、「者」の下に「（農業経営基盤強化促進法第七条第一号に掲げる事業を行う者に限る。）」を加える。

第一百条を第一百五条とし、第一百条の次に次の四条を加える。

（農地台帳の記録事項）

第一百条 法第五十二条の二第一項第四号の農林水産省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 その農地の耕作者の氏名又は名称及びその者の整理番号

二 その農地に使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている場合にあっては、当該権利が次のいずれに該当するか  
の別

イ 法第三条第一項の許可を受けて設定又は移転されたもの

ロ 農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があつた農用地利用配分計画の定めるところ

によつて設定又は移転されたもの

ハ 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第三条第三項の承認に係る特定農地貸付けによつて設定又は移転されたもの

ニ イからハまでに掲げるもの以外のもの

三 その農地に係る遊休農地に関する措置（法第四章に定める措置をいう。）の実施状況

四 その農地の所有者が当該農地について法第三条第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する意思がある旨の表明があつた場合にあつては、その旨（その旨を法第五十二条の三第一項の規定により公表することについて当該所有者の同意がある場合に限る。）

五 その農地が次に掲げる地域又は区域内にある場合にあつては、その旨

イ 農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域

ロ 農業振興地域の整備に関する法律第八条第二項第一号に規定する農用地区域

ハ 都市計画法第四条第二項に規定する都市計画区域

ニ 市街化区域

ホ 都市計画法第七条第一項の規定により定められた市街化調整区域

ヘ 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定により定められた生産緑地地区

六 その農地が租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の四第一項本文又は第七十条の六第一項本文の規定の適用を受けているかどうかの別

七 その農地について農地中間管理機構が農地中間管理権を有する場合には、その旨及び当該農地についての賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転の状況

八 その他必要な事項

（農地台帳の正確な記録を確保するための措置）

第二百二条 農業委員会は、農地台帳の正確な記録を確保するため、毎年一回以上、農地台帳について、固定資産課税台帳（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第九号に掲げる固定資産課税台帳をいう。）及び住民基本台帳との照合を行うものとする。ただし、固定資産課税台帳との照合は、同法第二十二條の規定に違反しない範囲内で行うものとする。

（農地台帳に記録された事項の提供）

第百三条 農業委員会は、農地中間管理機構に対し、その求めに応じ、農地台帳に記録された事項を提供するものとする。

2 農業委員会は、前項の規定により農地台帳に記録された事項を提供する場合には、当該事項の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該事項の適切な管理のために必要な条件を付すものとする。

（公表することが適当でない事項等）

第百四条 法第五十二条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

一 市街化区域内にある農地 全ての事項

二 前号に掲げる農地以外の農地 法第五十二条の二第一号及び第三号に規定する者の住所並びに同号に規定する借賃等の額並びに第百一条第二号、第六号及び第八号に掲げる事項

2 法第五十二条の三第一項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

一 公表すべき事項を記載した書面を市町村の事務所に備え置き、公衆の閲覧に供すること。

二 公表すべき事項（法第五十二条の二第一項第一号及び第三号に規定する者の氏名又は名称並びに第

百一条第一号に規定する者の氏名又は名称を除く。）をインターネットの利用その他の方法により提供すること。

付録第二の次に次の様式を加える。

【別葉を挿入】

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則の廃止）

第三条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則（平成七年農林水産省令第三号）は、廃止する。

（土地改良法施行規則の一部改正）

第四条 土地改良法施行規則（昭和二十四年農林省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、農地保有合理化法人」を削る。

第五十八条中「同条第二項第二号」を「同条第二項第三号」に改める。

第六十九条の二中「農地保有合理化法人、」を削る。

第七十条及び第七十一条中「、農地保有合理化法人」を削る。

第八十四条の二中「農地保有合理化法人又は」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「又は農地中間管理機構」を加える。

第八十六条中「人事訴訟手続法（明治三十一年法律第十三号）」を「人事訴訟法（平成十五年法律第九号）」に改める。

（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和四十年農林省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二号イ(1)及び第四十三条第二号イ(1)中「第十二条の二第一項」を「第十三条第一項」に改める。

（農業振興地域の整備に関する法律施行規則の一部改正）

第六条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和四十四年農林省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一号中「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二」を「第十一

条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に改める。

(国有林野の活用に関する法律施行規則の一部改正)

第七条 国有林野の活用に関する法律施行規則(昭和四十六年農林省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人又は同法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に改め、同条第七号中「すべてをみたして」を「全てを満たして」に改め、同号イ中「行なう」を「行う」に改め、同号ロ中「すべて」を「全て」に改める。

## 附 則

この省令は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

別記様式（第74条関係）

## 農地における利用の意向について

平成 年 月 日  
住所  
氏名  
電話番号

下記の農地について以下のとおり利用します。

なお、本日から6月を経過する日までに農業上の利用の増進が図られない場合には、農地法（昭和27年法律第229号）第39条第1項の規定による都道府県知事の裁定により、賃借権等の設定が行われる場合があることについて承知いたします。

- ☐ 当該農地について、農地中間管理事業を利用します。（注1）
- ☐ 当該農地について、農地利用集積円滑化団体（団体名：〇〇）が行う農地所有者代理事業を利用します。（注2）
- ☐ 当該農地について、自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行います。
- ☐ 自ら耕作します。
- ☐ その他

（自由記載欄）

（注1）農業振興区域内の農地についてのみ選択可能。

（注2）市街化区域外のみ選択可能。また、農地の所有者のみ選択可能。

## 記

## 農地の所在等

| 所在・地番 | 地目 | 面積（㎡） |
|-------|----|-------|
|       |    |       |

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。